

別紙 1

蒲 郡 市 点 字 図 書 給 付 事 業 実 施 要 綱

1 目 的

視覚障害児・者にとって重要な情報入手手段である点字図書は、一般図書に比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が著しく妨げられているので、点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 給付対象者

主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者とする。

3 給付対象の点字図書

月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

4 給付の限度

給付対象者 1 人につき、点字図書で年間 6 タイトル、又は、24 巻を限度とする。但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

5 給付等の手続き

- (1) 市長は、給付を受けようとする者（これを現に扶養している者を含む。）から申請があったときは、その者が給付対象者として適格であるか確認し、該当者を「点字図書給付台帳」（別紙様式 1）（以下「給付台帳」という。）に登録する。
- (2) 前項に規定する登録をした者が給付を受けようとするときは、出版施設等に電話等で、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（別紙様式 2）（以下「証明書」という。）の送付を依頼し、その証明書を添えて市長に給付を申請する。
- (3) 市長は、前項の規定による申請があったときは、確認のうえ、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付する。
- (4) 申請者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を添えて、出版施設等に申し込み、点字図書の給付を受ける。
- (5) 市長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ公費負担分（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設等に支払うもの

とする。

7 負担すべき額等

(1) 点字図書の給付を受けた視覚障害児・者、又は、これを扶養する者は、
証明書に記載されている自己負担額を、出版施設等に申し込み時に支払う
ものとする。

(2) 「点字図書」を給付した出版施設等が市に請求できる額は、点字図書価
格から自己負担額を控除した額とする。

8 この要綱に定めのないものについては、「蒲郡市障害児・者日常生活用具
給付等事業実施要綱」によるものとする。